ロ　不動産の売却を予定する信託の場合には、物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）

ハ　不動産に関して賃貸借契約が締結された場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及び当該物件に関して賃貸借契約を締結した相手方の総数並びに計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により記載できない場合には、その旨）

ニ　当該不動産の売却が行われた場合には、計算期間中における売買金額の総額

六　金銭債権につき、次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　債権の売買が行われた場合には、計算期間中における債権の種類ごとの売買総額

七　知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）につき、次に掲げる事項（ハに掲げる事項にあっては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ　［略］

ロ　知的財産権に関して、設定行為により、実施権及び使用権その他の権利（以下この号において「実施権等」という。）が設定された場合には、知的財産権ごとに、実施権等の範囲その他の実施権等の設定行為の内容に関する事項

ハ　知的財産権の売却を予定する信託の場合には、知的財産権ごとに、当期末現在における評価額

七の二　［略］

七の二　暗号資産につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに種類ごとに次に掲げる事項

イ　信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における数量

ロ　当期末現在における数量

ハ　当該暗号資産の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における暗号資産の時価総額

七の三　電子記録移転有価証券表示権利等につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄ごとに次に掲げる事項

イ　信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における数量

ロ　当期末現在における数量

ハ　当該電子記録移転有価証券表示権利等の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における電子記録移転有価証券表示権利等の時価総額

八　第二号から前号までの財産以外の財産（次号に掲げる信託に係る受益権を除く。以下この号において「対象財産」という。）につき、対象財産の種類ごとに、次に掲げる事項（ただし、ハに掲げる事項にあっては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ　［略］

ロ　対象財産に関して権利が設定された場合には、対象財産ごとに、当該権利の権利者の氏名又は名称その他の当該権利の内容に関する事項

ハ　対象財産の売却を予定する信託の場合には、対象財産ごとに、当期末現在における評価額

ニ　［略］

［九～十一　略］

［２～５　略］

ロ　不動産の売却を予定する信託の場合につき、物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）

ハ　不動産に関して賃貸借契約が締結された場合につき、物件ごとに、当期末現在における稼働率及び当該物件に関して賃貸借契約を締結した相手方の総数並びに計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により記載できない場合には、その旨）

ニ　当該不動産の売却が行われた場合につき、計算期間中における売買金額の総額

六　［同上］

イ　［同上］

ロ　債権の売買が行われた場合につき、計算期間中における債権の種類ごとの売買総額

七　［同上］

イ　［同上］

ロ　知的財産権に関して、設定行為により、実施権及び使用権その他の権利（以下この号において「実施権等」という。）が設定された場合につき、知的財産権ごとに、実施権等の範囲その他の実施権等の設定行為の内容に関する事項

ハ　知的財産権の売却を予定する信託の場合につき、知的財産権ごとに、当期末現在における評価額

ニ　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

八　［同上］

イ　［同上］

ロ　対象財産に関して権利が設定された場合につき、対象財産ごとに、当該権利の権利者の氏名又は名称その他の当該権利の内容に関する事項

ハ　対象財産の売却を予定する信託の場合につき、対象財産ごとに、当期末現在における評価額

ニ　［同上］

［九～十一　同上］

［２～５　同上］